

予定納税額の減額申請について

～国税庁ホームページより抜粋～

● 予定納税額の減額申請

廃業、休業又は業況不振などの理由で、令和 6 年 6 月 30 日の現況による令和 6 年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合のほか、**予定納税額から同一生計配偶者や扶養親族**（いずれも居住者に限ります。）**1 人につき 3 万円の定額減税額を差し引く場合等は、予定納税額の減額申請をすることができます。**

〈減額申請のご相談は…〉

下記必要書類等をご準備いただき、ご予約のうえ、税理士個別無料相談会をご利用下さい。

- ・ 1 月～ 6 月分の売上・経費を集計した仮決算書
- ・ 令和 5 年分 決算書、確定申告書控え
- ・ 令和 6 年分所得税及び復興所得税の予定納税の通知書（6 月中旬発送）

減額申請期間

7 月 1 日（月）

～ 7 月 31 日（水）迄

● 予定納税額の納付

納期限…令和 6 年 9 月 30 日（月）

予定納税（第 1 期分）の振替日は…令和 6 年 9 月 30 日（月）です。

詳しくは、税理士個別無料相談会をご利用ください。

要予約



381-3135